



迎春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。本年も何卒よろしくお願いいたします。  
確定申告のお客さまは、お早目の資料準備をお願いいたします。

## 重要情報

### 1. R5.10月から インボイス制度緩和措置

①登録で免税から課税となる零細事業者の納税額を仮受税額の2割とする特例創設、②少額値引(引取り振込料等)の返還インボイス交付義務免除、③年商1億円以下の中小企業に1万円未満の経費のインボイス保存義務免除、の予定です。

### 2. R6.1月から 電子取引保存ルールの緩和措置

①紙レシートのスキャナ保存要件から大きさ情報を不要にする緩和、②どうしても電子保存が難しい場合において、出力書面を整然保存し、調査時に書面提示とダウンロードの求めに応じることで、保存要件を緩和、の予定です。

### 3. R6年分から 暦年贈与持戻延長、精算課税緩和

①贈与がなかったものとして相続財産に持戻す暦年贈与の期間が、相続前3年から7年に延長、②精算課税制度に新たな年次非課税枠110万円が創設され、枠内贈与の申告不要+精算持戻し不要に。有利判定は個別事情より異なります。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)

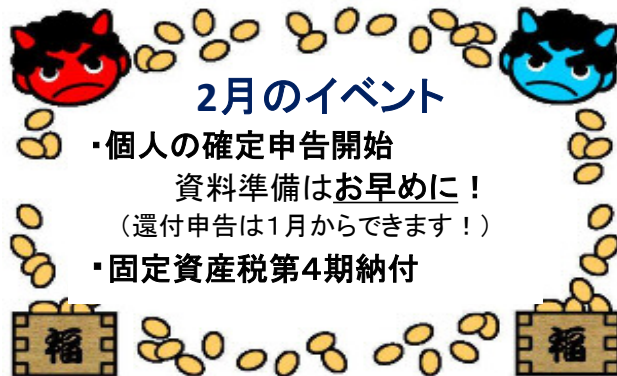


2022年五島~GoToGOTOU~DAY①長崎市-1

五島への玄関口は福岡か長崎になりますが、今回は長崎を選びました。五島の探訪目的の一つに、キリスト教会群とキリシタン迫害の歴史があります。長崎にも多くのキリスト教会が残りますし、そして長崎の原爆記念館を訪れたかったこともあり。『世界で最後に』原爆が落とされ、地獄を生き抜いた人々が永久の平和を祈り続ける長崎市は、日本でも有数の濃い街、少なくとも500年くらいは歴史の教科書を賑わしますね。ザビエル、キリシタン大名、島原の乱、パテレン(パードレ:神父)追放、踏み絵、かくれキリシタン、出島、ちゃんぽん、カステラ、そして原爆… キーワードがいっぱい。訪問したのは8月4日、街は9日の投下日の記念式典に向けて準備中でした。"No more"HIROSHIMA に対して、"Peace" NAGASAKI だそうです。他者への慈愛や祈る心は、カトリックの思想が身近な長崎らしさでしょうか。

## ☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。



## 2月のイベント

・個人の確定申告開始

資料準備はお早めに!

(還付申告は1月からできます!)

・固定資産税第4期納付

## 税金マメ知識

生きているうちに貰うと贈与税、亡くなって貰うと相続税、補完関係にありますが、別の税目です。贈与税では、原則の暦年贈与制度と、撤回不可選択の相続時精算課税制度の2通りの申告方式が用意されています。暦年贈与は毎年110万円の基礎控除を超える贈与について毎年申告納税して課税が完結する制度ですが、相続前3年間(改正後は7年間)の贈与は相続財産に加算することになっています。相続時精算課税制度は贈与者ごとに選択でき、贈与者が亡くなるまで有効です。選択後のその贈与者からの全ての贈与財産を相続時に加算して相続税を計算しますが、通算2500万円までの生前贈与には贈与税が課されません。どちらが有利かは、贈与額・総財産額・相続人数などの変数が多く、個別事情で変わります。

## 晩酌のじかん

仕事納めの翌日、家の大掃除も済んで、いよいよ年明けを迎えるだけになった晦日の日。まだお天道さまの高い平日の白昼、おもむろに我が家のベランダに立ちブシュッ!とブルタブを起こすと、それが引き金となって、何とも言えない解放感に包まれました。今年もあのブシュツのために!



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red